

永黒団地第1工区市営住宅建替事業に係る設計・工事

入札説明書に関する質問書への回答

項目	該当箇所	質問	回答
予定価格	公告及び入札説明書 2P	R5年5月17日の事前説明会において、予定価格は15億4700万の提示でしたが、公告において12億5607万(税別)となっております。事業内容の変更、要求水準の低減等があったと考えてよろしいですか？	事前説明会で提示した15億4700万円は、予定価格ではなく、移転費用等を含めた永黒団地第一工区にかかる総事業費です。公告において予定価格は、12億5607万円(税別)となっております、事業内容にも変更はありません。
評価委員会	入札説明書 7P	評価委員会の名簿の公表は可能ですか？	適正な入札の観点から、評価委員会の名簿は、落札者決定の公表に合わせて公表予定です。
技術提案	入札参加資格審査書類・技術提案書作成要領 2P	左記項目に「提案書は指定枚数以内で作成すること」と記載がありますが、各様式(様式C~G)の指定枚数は何枚まででしょうか。	「提案書は指定枚数以内で作成すること」は誤りで、枚数の指定はありませんが、図表等を適宜活用して分かりやすく、かつ簡潔に提案して下さい。
	落札者決定基準 3、7P	「企業や配置予定技術者の実績」の「(3)JV必須構成員(設計)で……その成績が70点以上。」の項目において3Pでは「評価点4.0」に対し、7Pでは「以下により最大1点まで加点。」とありますがどちらが正しいのでしょうか。	3Pの「評価点4.0」が正です。7Pのご指摘の部分を「最大4点まで加点。」に訂正いたします。
	落札者決定基準 5、6P	(ア)対象工事の①~④までの条件すべてを網羅することが条件ですか、もしくは、①~④どれかに当てはまれば良いのですか？全てであれば③と④の条件設定に矛盾が生じます。いかがですか？	(ア)対象工事の①~④までの条件すべてを網羅することが条件ですが、ご指摘のとおり、【評価対象】④のうち「(建設業許可業種は問わない)」部分の記載は誤りのため、「(建設業許可業種は問わない)」部分を削除します。
	技術提案書様式B-2	「配置予定技術者」とは、「管理技術者・照査技術者・各設計主任技術者」など全ての技術者が該当すると考えてよろしいのでしょうか？	その通りです。 記載した技術者による履行が必須となりますので注意してください。

項目	該当箇所	質問	回答
配置予定技術者	要求水準書 10P	管理技術者と設計主任技術者(建築)の兼務は問題ないでしょうか？	「照査技術者と兼務をしていない建築の設計主任技術者」と「管理技術者」との兼務であれば可能です。
	要求水準書 10P	照査技術者と各設計主任技術者の兼務は問題ないでしょうか？	「管理技術者と兼務をしていない設計主任技術者」と「照査技術者」との兼務であれば可能です。
設計・工事	要求水準書 9P	当敷地は浸水想定 0.5~3.0 未満の区域であるが 1FL の高さ等は基本設計に準じてよろしいですか？	基本設計では、1 FL の高さは、北九州市のハザードマップを基に設計しています。実施設計時に当該ハザードマップの変更があった場合は落札者と協議を行うこととします。
	要求水準書 14P 仮設駐車スペース	仕上、安全対策の仕様をご指示ください。	仕上は、十分に転圧された砂利敷き程度以上と考えています。各駐車区画の寸法は W2,500mm×L5,000mm、車路の幅は W5,000mm 以上です。 なお、安全対策としては、仮設駐車場の使用開始時に、仮囲いを建設工事位置へ移設してください。
	要求水準書 16P	工事車両について大型車両は進入可能と考えてよろしいでしょうか。	大型車両は進入可能と考えています。
	要求水準書 21P	説明会を開催とありますが、事業者のみで開催でしょうか？市の方の同席はありますか？	市の職員も説明会に同席します。
	基本設計書 A-09・50	アルミ樹脂複合サッシ、LOW-E 複層ガラスでの性能検討が添付されていますが採用するということでしょうか？	その通りです。アルミ樹脂複合サッシ、LOW-E 複層ガラスを採用します。
	基本設計書 A-35	1-2 号棟 6~8 階 X16~X17 の 3DK の住戸より階段までの距離が 45m 程度となっていますが避難器具等の設置についてはどうお考えでしょうか？	1-2 号棟の 5 階建て棟の避難器具設置は誤りです。8 階建て棟の X16~X17 の 3DK 設置に訂正します。 同様に、1-1 号棟の 8 階建て棟の避難器具設置は誤りで、9 階建て棟の X6~X7 の 2LDK 設置に訂正します。

項目	該当箇所	質問	回答
設計・工事	基本設計書	<p>今回の1工区の解体工事、造成工事の具体的な工事範囲（解体であれば建物以外に何をどの範囲まで解体撤去するのか、造成であれば、どの範囲で造成を行えばよいのか？）の詳細を教えてください。</p> <p>解体工事と造成工事の範囲を、各々、全体図面に反映したものを提示していただきたい。</p>	<p>基本設計での解体工事と造成工事の工事範囲は、要求水準書11Pに示すとおり（A-53,54参照）、外構工事を含む1-1号棟の整備に必要な範囲の全てであり、解体が必要な建物については凡例をご確認ください。既存基礎及びその他の地中埋設物、建築工事の支障となる範囲の既存杭は撤去の対象です。建物以外についても、A-53の仮囲い内が工事範囲です。</p> <p>また、解体工事の令和7年3月31日の履行期限までの工事範囲は、作業ヤードも含め、建設業務の着手に必要な範囲です。建築工事の特殊基礎工事の際に既存杭の引抜きや破碎を行う場合は、履行期限以降に実施して構いません。</p> <p>なお、詳細は実施設計により決定されます。</p>
	現地	<p>現在河川護岸の上部に設置されているPCフェンスは河川の管理のものでしょうか？今回の工事では既存残置とするのでしょうか？</p>	<p>PCフェンスは当該河川を管理する県土整備事務所に同事務所の所有でないことを確認しています。</p> <p>基本設計では残置の予定ですが、仮設や外構の実施設計で支障あれば移設等も協議します。</p>